

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（783））
2. 日 時：平成30年3月19日 13時30分～17時30分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

正岡主任安全審査官、高木安全審査官、関根技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他11名

東北電力株式会社：原子力部（原子力運営） 担当 他1名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部設備技術グループ 担当 他1名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 主任

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 機械保守課 担当

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力設備） 担当 他1名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当

## 5. 要旨

(1) 日本原子力発電から、本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請のうち、使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力等について、説明があった。

(2) 原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

### 【使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書】

- 使用済燃料と制御棒以外のものが使用済燃料ピット内に保管されていないか確認し、燃料プール内の収納物を網羅的に抽出すること。
- 使用済みの局部出力領域モニター保管時の運用方法について確認し、遮蔽評価及び重量物落下評価について整理して説明すること。
- 制御棒の線源の計算条件について、制御棒ハンガの貯蔵容量との関係を含めてその設定の考え方を説明すること。
- 遮へい計算の評価点について、幾何形状を考慮した設定条件を説明すること。
- 使用済燃料ピットの溢水時の近傍被ばく線量基準値の考え方について説明すること。

### 【燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書関係】

- 使用済燃料プール底部のライナの下に設置されている検知溝付近のラックに使用済燃料を貯蔵する際の移動ルートを示すこと。
- チャンネル着脱機の燃料の取扱い方法や落下防止対策等を説明すること。

### 【使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書】

- 常設スプレイヘッダのスプレイ試験について説明すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書
- ・ 使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書
- ・ 東海第二発電所 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書に係る補足説明資料
- ・ 東海第二発電所 使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書に係る補足説明資料
- ・ 東海第二発電所 使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書に係る補足説明資料